

# 東日本入国管理センターにおける被收容者の実態 —— 2018年の「牛久調査」の分析を通じて

呉泰成 (大阪経済法科大学  
アジア太平洋研究センター)

## はじめに

本稿は、茨城県牛久市にある東日本入国管理センター（以下、牛久收容所）における被收容者に対して行った調査（以下、「牛久調査」）の結果を分析したものである。

外国人收容施設の実態については、これまでは出入国管理局（2019年4月から出入国在留管理庁）による発表資料（以下、入管データ）、或いは收容経験を持つ当事者、面会活動を行っている個人、支援団体、弁護士、ジャーナリスト、マスコミなどによって部分的に論じられているが（樫田秀樹「人権消滅」『望星』2019.05-2020.01；「難民を追いつめる日本」『世界』2019.12）、その全容は明らかにされてこなかった。しかし、注目すべき調査としては、2018年8月に行われた大村入国管理センターでの被收容者による実態調査（以下、「大村調査」）があり、その詳細は仮放免者の会（PRAJ）のホームページ上で「長期收容の実態：大村入管センターを事例に」として公開されている。

「大村調査」に触発されて、長年にわたって牛久收容所で面会活動を続けている「牛久入管收容所問題を考える会」（以下、牛久の会）が牛久收容所での被收容者に対する実態調査を行った。本稿ではこの「牛久調査」を分析して、今後の課題を明らかにしたい。

「牛久調査」は、調査時点（2018年11月末）での收容者の実態を把握することを目的としたものである。そのメンバーの一員である筆者は、2018年12月16日に開かれた牛久の会の「年間活動報告会&交流の集い」（以下、報告会）で調査結果の報告を試みたのだが、その準備過程で調査時の記入ミスが多いなどの問題点に気づいたため、同報告は参考程度の「中間報告」にとど

まらざるをえなかった。本稿は、その報告後補完作業に努めたものであり、これをもって現時点での最終報告とする。

日本での外国人收容施設については、主に「長期收容」の問題が注目されている。例えば、2019年度に報道された被收容者の自殺、自殺未遂、自傷行為、ハンストなどは、仮放免の許可の厳格化なども絡んだ長期收容の問題に起因している。中でも長期收容がもたらす健康問題については、難民支援団体RAFIQ（在日難民との共生ネットワーク）が2005年に西日本入国管理センター（大阪茨木市、2015年9月閉鎖）の被收容者60人に対して行ったアンケート調査で明らかにされている。とりわけ、3か月以上の被收容者に至っては、95%が眠れないと回答しており、その理由（複数回答）として最も多かったのは、「いつ出られるかわからない」（74%）、「家族が心配」（55%）といった心理的要因であった。

このように、長期收容が及ぼす收容者への肉体的、精神的影響は計り知れないものがある。しかも、それは收容当時だけのことではないことが指摘されている。例えば、Coffeyらは、オーストラリアにおける收容所で平均3年2ヵ月間にわたって收容された経験を持つ17人の庇護申請者（男性16人、女性1人、平均42歳）に対する調査を行い、長期收容がもたらす精神的、心理的側面での影響を分析している（Coffey Guy J., Ida Kaplan, Robyn C. Sampson, Maria Montagna Tucci, 2010, “The Meaning and Mental Health Consequences of Long-term Immigration Detention for People Seeking Asylum”, *Social Sciences & Medicine*. 70: 2070-2079）。なかでも、心理的経験においては、收容当時だけでなく、收容されてから平均3年8ヵ月が経過した現在の状況を分析し、①本人のみならず家族の将来に対する不安、②同じ難民申請者のなかでみられ

る処遇の格差からなる不公平、③家族、友人、支援者との付き合いの困難、或いは孤立、④長期に渡る家族との分離による、保護者、又は一家の稼ぎ手としての役割の失敗、挫折感などからの自我観の変化があると指摘する。そして現在の精神的健康では、うつと不安、PTSD症状、生活の質の低下、集中力と記憶力の持続に関する障害がみられるという。

日本では、收容状態、或いは收容経験を持つ被收容者の肉体的、精神的影響については、いまだごく一部しか解明されておらず（山村淳平「法務省・入管收容所での人権侵害：医師による実態報告」『法学セミナー』50（9）：70-74頁、2005年9月；『難民からまなぶ世界と日本』解放出版社、2015年）、收容経験が、その後一定の期間を経たのちに、精神面にどのような影響をもたらすかという点は明らかにされていない。したがって、中長期的な調査、研究が必要なのだが、本稿で扱う「牛久調査」も、被收容者を対象にするために、收容経験がその後に及ぼす影響については明らかにできない。

そうした限界はあるものの、今回の「牛久調査」は、長期收容のみならず、日本での滞在歴が長い外国人であっても、常に「收容可能性」があり、その危険から逃れられないという現実を明らかにする。さらに、強調すべきなのは、物理的隔離のみならず、收容施設そのものが、「日本人」と「外国人」という国籍による境界を一律に固定化させてしまいかねないという問題である。日本での滞在が長期化（日本生まれ、或いは幼い時に来日した者も含む）し、既に文化的、社会的に日本へ統合された外国人に対して、入管法違反を盾に退去強制の対象とし、その手続を円滑化するために收容するという現実が常態化しているのだが、それをどのように考えるべきなのか。この調査結果は、收容自体の問題だけではなく、日本の外国人政策がはらむ根本的問題について、するどく問いかけてくる。

以下では、まず調査方法、分析対象について説明する。次に、「牛久調査」の特徴を示すために、入管データ、「大村調査」を概観する。調査結果を論じるにあたり、つぎの項目に分けて順次検討する。(1) 被收容者の属性（国籍・民族、来日時期、年齢、配偶者の国籍）、(2) 收容期間（牛久以前、牛久、総收容期間、收容回数）、(3)

仮放免申請回数、日本での滞在を求める理由、専門医の診断の必要の有無である。さらに、これらを踏まえて、入管データと比較しながら長期收容の実態と被收容者の属性とを関連させた分析を行う。最後に、本調査の限界と意義を述べた後で、この調査結果を踏まえて今後どのような政策的対応が求められるのかを指摘する。

## 1. 「牛久調査」の概要

### 1-1. 調査方法

「牛久調査」では、「大村調査」の調査項目に則り、調査項目を次のような英語の13項目にした。すなわち、① Name、② Nationality、③ Age、④ Japan Entry Date (Y/M/D)、⑤ Reason of stay (Refugee/family/others)、⑥ Family in Japan (Father, Mother, Brother/Sister)、⑦ Spouse (Japanese/Foreigner)、⑧ Non Married (Single/Partner)、⑨ Detention period prior to Ushiku (Yrs/Mon)、⑩ Detention period at Ushiku (Yrs/Mon)、⑪ How many times of the detention、⑫ Number of provisional release applications、⑬ Need of medical check by specialist doctor (Yes/No)である。この項目を基に、縦には名前を、横には上の13項目を並べて表にし、A3用紙1枚の調査票を作成した。そして牛久の会の会員が被收容者の面会を行う際に、調査趣旨を説明した上で、調査票に記入を求めた。

調査は2018年11月から行い、11月末現在の状況について記入してもらった。11月末ですべての調査票を回収しようとしたが、いくつかのブロックでは間に合わなかった。ちなみに、牛久收容所には、1A、1B……9A、9Bまで（4A、4B、6A、6Bは除外）14ブロックがある。データを収集できなかったブロックに関しては、2019年1月までに改めて回収を試みた。また、明らかな記入ミスと思われるデータに関しては、①面会活動を通じて再確認、②会員が以前に行った面会記録を参考にするなどして、データを修正した。ちなみに調査結果は、「牛久の会」の2018年度報告会で中間報告を行った。2019年4月10日の「牛久の会」の記者会見でも、收容期間を中心に会員の金木暁氏が結果の報告を行った。

1-2. 分析対象

入管データによると、2018年10月31日現在、東日本入国管理センターに収容されている被収容者数は340人（数人のLGBT以外すべて男性）である（この入管データは、法務省からの回答として福島みずほ議員事務所から提供していただいた。詳細は2018年牛久入管収容所問題を考える会の資料集）。本調査が行われた2018年11月時点で集められた被収容者のデータは267人であったが、重複や不十分なデータは除いて、最終的に分析対象としたのは248人であり、それは総被収容者の72.9%にあたる。以下の「牛久調査」に関する【図表】は、この248人の回答に基づく。

248人の被収容者の国籍・民族は、【図表1】で示した通りである。なかでも上位を占めるのは、イラン、スリランカ、フィリピンなどであり、1人でもその国籍者がいる国を数えると、38カ国にのぼる。ちなみに、入管データで牛久収容所の上位10か国の被収容者の国籍とその数は、イラン（50人）、スリランカ（43人）、フィリピン（23人）、ナイジェリア（21人）、トルコ（19人）、ブラジル（18人）、ミャンマー（17人）、ペルー（16人）、ガーナ（15人）、中国（14人）となっている。

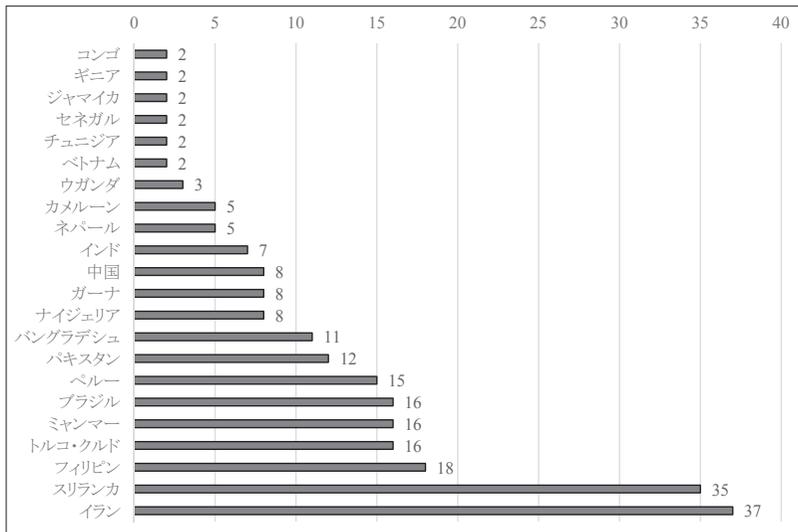
2. 外国人収容施設と「大村調査」

2-1. 外国人収容施設

日本には現在、2つの入国管理センター（入国者収容所）があり、また8つの地方出入国在留管理局がある。その地方出入国在留管理局には、7つの支局と61カ所の出張所が設けられている（2019年度版法務省パンフレット）。【図表2】は、入管データから作成したものであり、2018年10月31日現在の総被収容者数と、6ヵ月毎に区分した収容期間を示している。およそ、3,400人の収容規模を持つ収容施設に、1,411人が収容されている。通常6ヵ月以上を「長期収容」とみなしているのので、この入管データからは、総被収容者の43.9%（619人）が長期収容者ということになる。しかし、比較的長期間の収容を想定している2つの入国管理センターだけを対象にすると、その割合は7割（438人のうち306人）と高くなる。

この収容期間を含め、入管データで把握できるのは、以下の7つの項目である。すなわち、(1) 被収容者数、(2) 被収容者の上位10カ国の国籍、(3) 収容期間、(4) 未成年の被収容者数、(5) 外部医療機関への受診件数、(6) 病死、自殺、自傷行為の件数、(7) 懲罰房の運用数である。後で検討するように、それだけでは被収容者の実態把握には不十分であろう。

【図表1】収容者の国籍・民族別区分(2人以上)



注) その他に1人の国籍は、アフガニスタン、ボリビア、カンボジア、チリ、コロンビア、ドミニカ、エチオピア、インドネシア、ケニア、ラオス、マリ、モーリシャス、モンゴル、南アフリカ、タイ、チュニジアである。

【図表2】收容期間別区分と被收容者数(2018年10月31日現在)

入管收容施設	定員	～6 ヵ月 未満	6～ 12ヵ 月	12～ 18ヵ 月	18～ 24ヵ 月	24～ 30ヵ 月	30～ 36ヵ 月	36～ 42ヵ 月	42～ 48ヵ 月	48ヵ 月以 上	合計
東日本入国管理センター	700	82	77	72	56	42	8	1	1	1	340
大村入国管理センター	708	50	6	17	10	10	3	1	1	0	98
札幌入国管理局	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台入国管理局	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京入国管理局	800	330	127	43	20	5	0	0	0	0	525
成田空港支局	128	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
羽田空港支局	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜支局	200	140	0	0	0	0	0	0	0	0	140
名古屋入国管理局	400	143	27	30	12	3	0	0	0	0	215
中部空港支局	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪入国管理局	200	29	16	21	4	2	2	1	0	0	75
関西空港支局	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸支局	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島入国管理局	20	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
高松入国管理局	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
福岡入国管理局	36	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
那覇支局	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,388	792	253	183	102	62	13	3	2	1	1,411

注1) 区間は、「〇ヵ月以上～〇ヵ月未満」となる(以下、図表も同様)

注2) 施設名及び收容定員数は、2017年10月23日現在

## 2-2. 「大村調査」

外国人收容施設での被收容者に関して得られる情報が限られている中で、2018年に行われた「大村調査」は、当事者による詳細な実態調査という点で特筆される。2018年8月時点で、被收容者90人を対象にしたこの調査で注目すべき点は、入管データでは見えにくい「收容の長期化」の実態である。というのは、入管データでは、收容施設間での收容者の移動、すなわち、「移収」が反映されてないからである。仮放免者の会の「長期收容の実態」で指摘されているように、例えば、ある被收容者が東京入国管理局(現在の東京出入国在留管理局)で9ヵ月收容された後、牛久收容所に移収され、そこで2ヵ月間收容された場合、通算收容期間は11ヵ月となるが、入管データでは牛久收容所での2ヵ月だけの收容期間になってしまう。すなわち、「移収」することで、收容期間のカウントがいったんゼロにされる可能性があり、その結果として通算收容期間が明らかにならないという問題点がある。

「大村調査」では、この「移収」を含めた通算收容期間を明らかにしている。【図表3】で示すように、入管データと「大村調査」の收容期間には大きな隔りがある。

そのほか、この調査によって明らかになったのは、被收容者の29人、つまり総被收容者の3人に1人は、滞在期間が20年を超えている現実と、難民申請者の多くが收容されていることである。滞在長期化に伴って生活基盤が日本に限られており、帰国しようにも帰国できない状況や日本で庇護を求めたが、難民として認定されず、收容されてしまう現状は、どう考えるべきなのか。

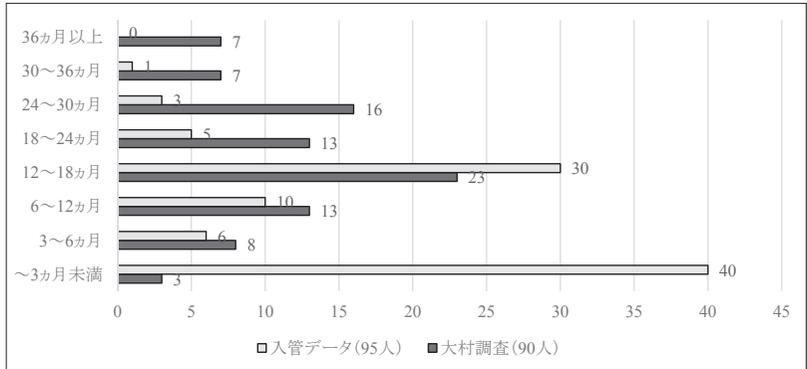
では、「大村調査」のような被收容者の実態は、今回の「牛久調査」でも同様にみられるだろうか。以下では、こうした問題を念頭に置いて、調査結果を詳細に検討してみよう。

## 3. 牛久調査の結果(1) : 收容者の属性

### 3-1. 来日時期

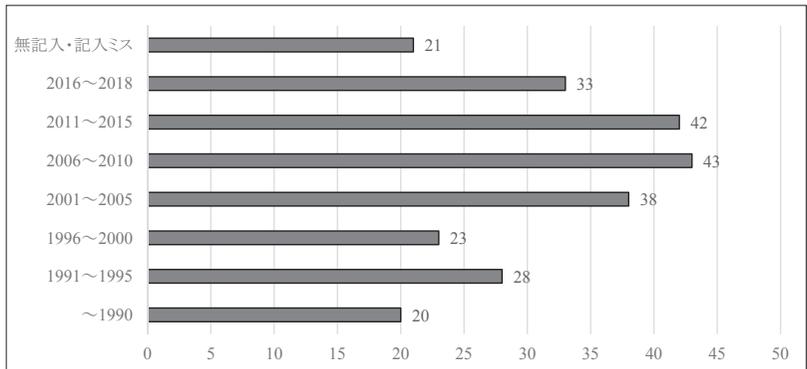
来日時期は、2006年～2015年が多いものの、2000年以前に来日した者、すなわち滞在歴がおよそ20年になる者も71人おり、全体の28.6%を占める。言い換えれば、滞在が長期化して、日本への定住、統合が進んでいる外国人でさえも、「收容可能性」を免れないという現実がある。

【図表3】大村の収容期間の比較 (2018年10月31日現在)



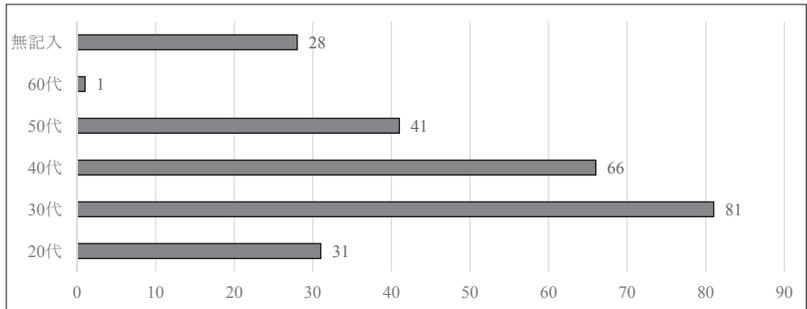
注：入管データは、2017年12月19日現在

【図表4】来日時期



注：「無記入・記入ミス」の内訳は、無記入20人と記入ミス1人である。

【図表5】年齢層



3-2. 年齢層

収容者の年齢は20歳から63歳までなのだが、主な年齢層は30代～40代であり、それが全体の半分以上の59.3%を占める。20代や50代なども一定数おり、収容者は60歳以上を除いたすべての年齢層に分布している。

3-3. 配偶者の国籍

まず、「配偶者がいる」(Married)と記入したのは、全体の32.7% (81人)である。そのなかで、配偶者が日系人を含む日本人と記入した者は41人である。言い換えると、配偶者がいる収容者の半数は、日本人配偶者を持っている。次に、「未婚・独身」(Single)と記入した者は72人である。しかし配偶者を日本人と記入している場合もあり、それは離婚などで現在は独身にな

ったものと思われる。最後に、無記入でも、配偶者の国籍を日本人と記入している者が13人もいる。

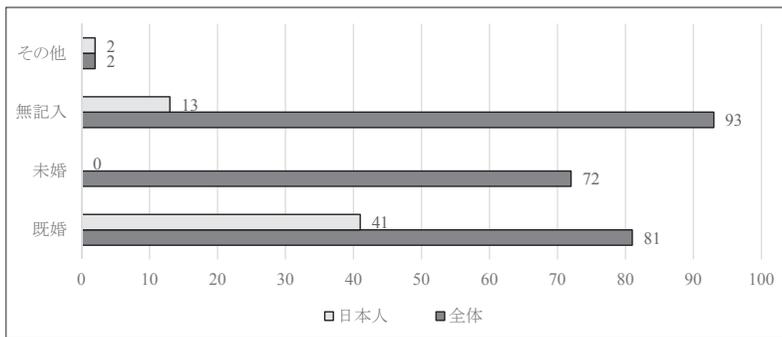
既婚者のうち、日本人配偶者と記入した者(41人)、無記入、その他で日本人と記入した者(15人)を合わせると56人となる。日本人配偶者を持つ、或いは持っていたと考えられるこの收容者の主な国籍は、イラン(9人)、スリランカ(8人)、ガーナ(5人)、クルド(5人)、パキスタン(4人)、ブラジル(4人)の順となる。

## 4. 牛久調査の結果(2)：收容期間

### 4-1. 牛久以前の收容期間

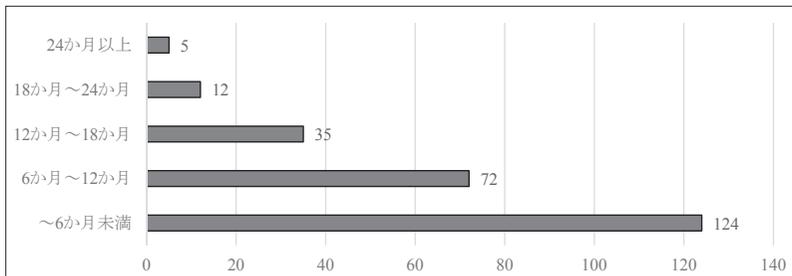
【図表7】は、現在の牛久への收容以前に、牛久を含め收容施設に收容されたことがある期間を示している。6ヵ月未満が5割を占めており、1年未満だと207人、全体の8割(79.0%)になる。牛久以前における收容期間が短いのは、例えば、空港で難民申請を行い、成田にある收容施設に一時收容されるケースが多いからと考えられる。

【図表6】結婚有無と日本人配偶者の数

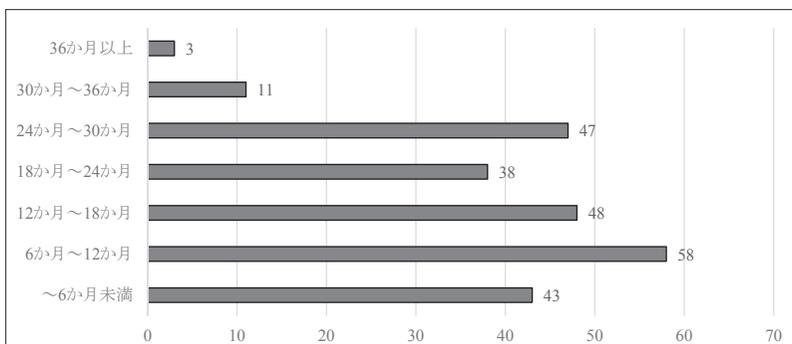


注：その他は、離婚(1)、婚約者(1)と記入

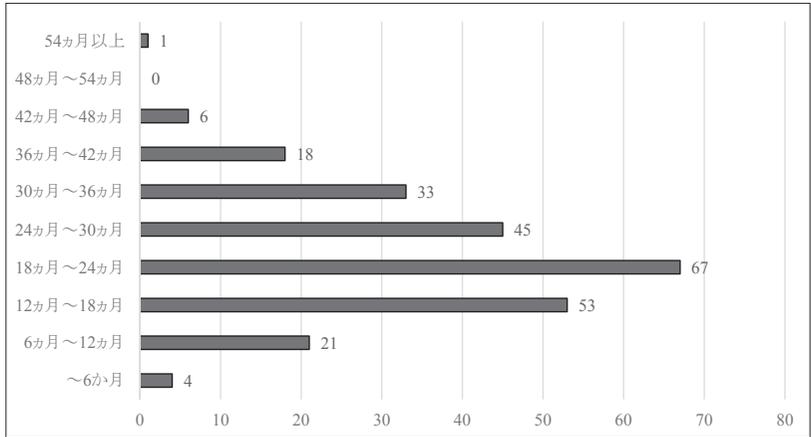
【図表7】牛久以前の收容期間



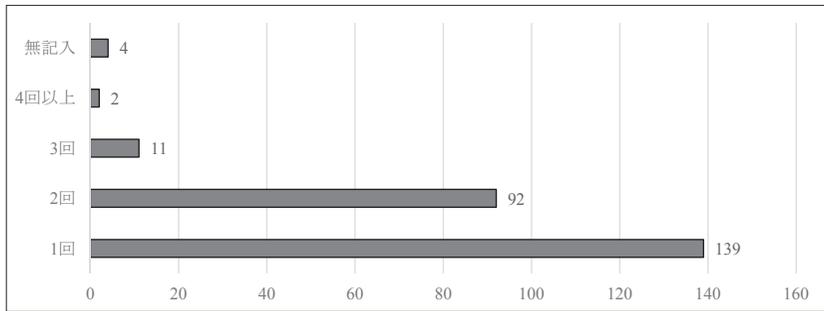
【図表8】牛久での收容期間



【図表9】総収容期間



【図表10】収容回数



4-2. 牛久での収容期間

【図表8】は、牛久での収容期間を示している。上述の牛久以前の収容期間と比べると、明らかに長期となっている。例えば、1年未満が101人で全体の40.7%であり、これは牛久以前では8割だったことからすると、2倍になっている計算だ。長期収容とは6ヵ月以上のことを指すので、長期収容者が205人、全体の82.7%となる。さらに、3年を超える収容者が3人もいることも、見過ごすわけにはいかない。

4-3. 総収容期間

「牛久調査」の特に重要な成果の一つは、牛久での収容期間だけでなく、牛久以前の収容期間も含んだ総収容期間を明らかにしたことである。まず【図表9】は、収容者の牛久前と牛久を含む総収容期間を示したものである。上で分析したように、牛久以前では1年未満が多いのに対して、牛久での収容期間は6ヵ月～30ヵ月が多数を占めた。しかし、総収容期間は、18ヵ月～24ヵ

月が最も多くなる（総収容期間に関しては後に詳述する）。

4-4. 収容回数

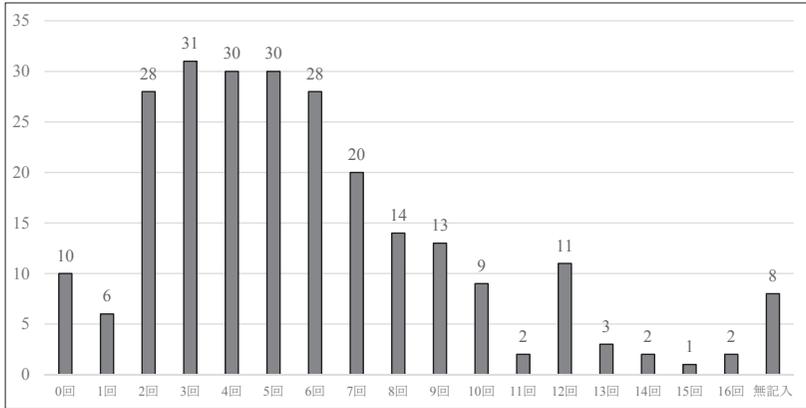
牛久も含めた外国人収容施設への収容回数は、1回が139人で半数を超えるが、なかには2回（37%）、3回（4%）、4回以上（1%）の収容経験を持つ者もいる。

5. 牛久調査の結果（3）：  
仮放免、滞在理由、医療

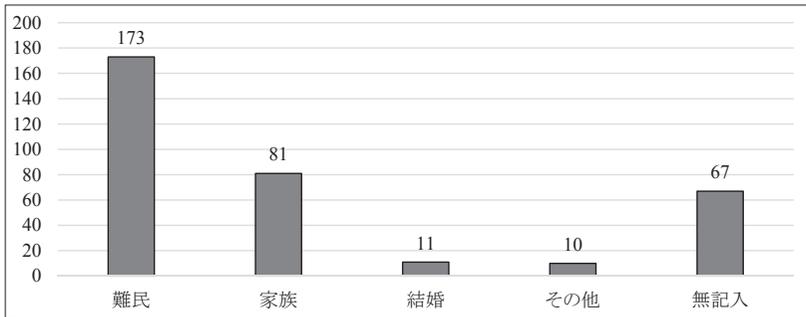
5-1. 仮放免申請回数

仮放免の申請回数は2回～6回がおよそ6割を占める。申請回数が多いのは、現在の牛久での申請だけでなく、過去に収容された時点での申請回数が含まれているためという可能性もあるが、収容期間が長期化していること、仮放免の許可が簡単に得られないことも要因になっているのであろう。

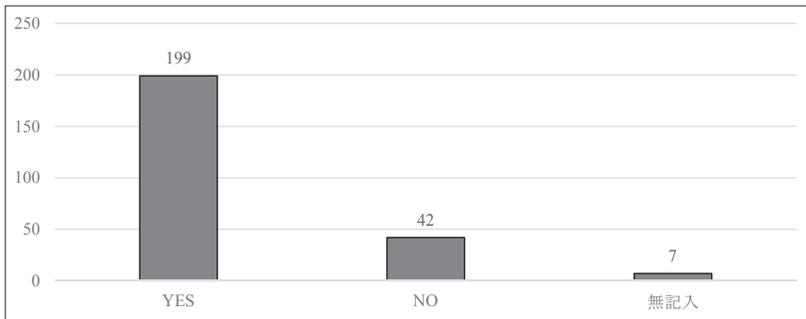
【図表11】仮放免の申請回数



【図表12】日本での滞在を求める理由(複数回答)



【図表13】専門医診断の必要有無



## 5-2. 日本で滞在を求める理由

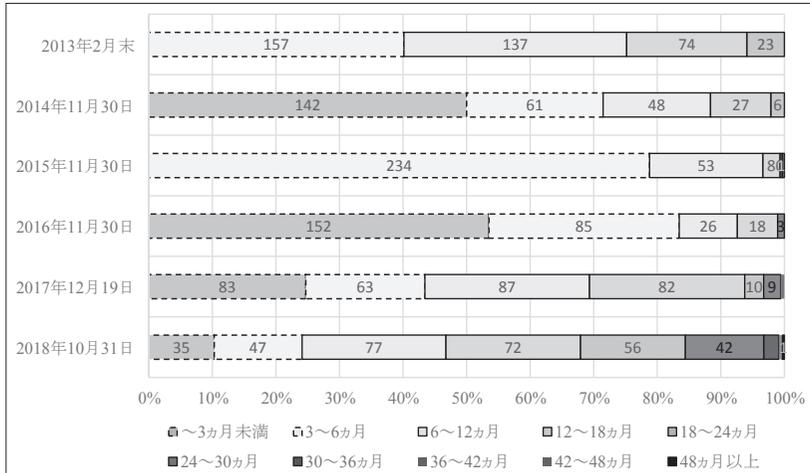
【図表12】は、被収容者が回答した「日本で滞在を求める理由」である（複数回答。全体342）。もっとも多かったのが「難民であること」（173）で全体の50.6%を占める。その次に多かったのが家族関連の理由（81）であるが、結婚（11）を理由として書いた者を合わせると家族関係は、92（26.9%）と高くなる。言い換えれば、両親、配偶者、兄弟姉妹、子どもなどが日

本にいたので、継続しての日本滞在を希望している。その他の理由（10）としては、友達がいること、日系人であること、中国残留孤児であること、宗教などを理由としてあげている。

## 5-3. 専門医診断の必要有無

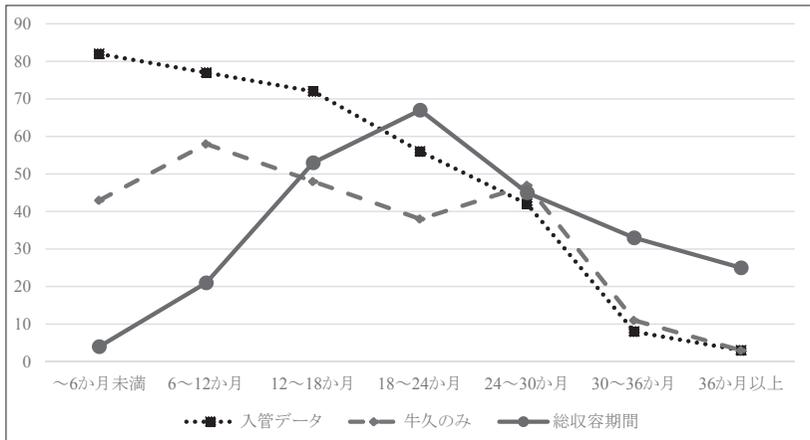
専門医の診断を必要とする収容者は全体の8割にも及び、その多くが専門医の診察を希望している。長期収容に伴う肉体的、精神的健康状態を示していると思われる。

【図表14】入管データの収容期間別割合



注：2013年データで、23人は18ヵ月以上  
 2016年データで、18人は1年以上から2年未満  
 点線は、6ヵ月未満を示す

【図表15】入管データと「牛久調査」の収容期間の比較



注：総被収容者数は、入管データは340人、「牛久調査」は248人となる。

## 6. 牛久調査の分析

まず、法務省の発表による東日本入国管理センターの被収容者の収容期間から確認しよう。【図表14】は、牛久での収容期間の構成比である。ここでは、特に2017年12月から、長期収容とみなされる6か月以上の収容期間の割合が高くなっていることがわかる。

では、「大村調査」でも指摘された入管データと、「移収」を踏まえた総収容期間の関係はどうか。【図表15】は、2018年10月現在の入管データ（総340人）と、今回牛久調査の（1）牛久

のみの収容期間と、（2）牛久前の収容期間を合わせた総収容期間を示している。

入管データと牛久での収容期間の傾向には、さほど大きな差異はみられない。24ヵ月未満までの折れ線の開きは、牛久調査には総収容者の7割に当たる248人のデータしかなかったためだろう。

他方で、牛久前の収容期間を含めた「総収容期間」になると、入管データと大きな相違がみられる。すなわち、6ヵ月未満が少なくなり、18ヵ月以上～24ヵ月未満が最多となる。これは「大村調査」でも指摘されたように、入管データは「移収」を含めた過去の収容を反映せず、ある時

点における牛久での収容期間を示しているに過ぎないからである。したがって、収容期間については、現在の収容のみならず、「移収」も含めた過去の収容を合わせて捉えることこそが、「収容長期化」の実態に接近することになり、2019年6月から始まったハンストの本当の背景である。さらに言えば、この結果は、長期収容のみならず、「再収容問題」、それに伴う肉体的、精神的な影響も浮きぼりにしている。

今回の調査で明らかにされるように、被収容者の日本在留歴は、来日して10年以上（1999～2008年に来日、以下同様）が70人、20年以上（1985～1998）が62人であり、これらが全被収容者の半数以上（53.2%）を占める。日本の滞在歴が長く、生活基盤、社会関係が日本で形成されているので、退去強制によって日本から離れることをためらうのは、しごく当然のことだろう。さらには、配偶者が日本人の場合も多く、日本で生まれ、そのまま日本で育ち教育を受けている子どももいる。その点を踏まえると、被収容者「個人」だけを、国籍を基準に「外国人」と単純に区分することや、入管難民法違反を退去強制に直結させるのは、被収容者の実情をまったく無視したものである。

例えば、日系南米人Tの事例は、この問題に関連して示唆する点が多い。田巻松雄が詳細に分析している（田巻松雄『ある外国人の日本での20年』下野新聞社、2019年）、ここでは大まかなTの軌跡だけ述べておこう。Tは、1998年来日し、小学校4年に編入するが、親の仕事の都合により2回の転校を余儀なくされ、中学に入ると不登校になる。その後、窃盗、防火、器物破損など非行を繰り返し、少年院、刑務所の入所を経て、2017年3月から牛久に収容される。

「牛久調査」の際に被収容者の1人でもあったTは、いつ収容が終わるか待ちきれず、2019年11月に両親と弟を日本に残したまま帰国している。Tのようなケースでは、上陸拒否期間は「無期限」となるので、もはや日本に来ることはできない。日本の学校や社会に適応できず、非行を繰り返したのは、彼の責任だろうが、家族の帯同を可能にしながら労働力としてしか見ていなかった日系人に対する政策、転校を余儀なくさせた親の雇用形態、義務教育の対象にならない外国人児童生徒、社会への復帰ができず帰国を

余儀なくさせた入管政策等、このTの事例には日本の外国人政策の問題のすべてが凝縮されている。

他方で「牛久調査」では「大村調査」と同じく、日本に滞在を求める理由として最も多かったのが「難民」である。入管側が言うように、日本滞在や就労を求めて難民申請を行う場合もあり得るだろうが、その現実をどのように考えるべきなのか。さらに、被収容者のなかに、Tのように薬物、窃盗などの刑事犯が含まれているのも事実である。しかし、彼らは、すでに刑務所で刑期を終えており、罪に対する償いは果たしている。日本人ならば刑期を終えれば社会復帰となるのに、外国人であれば、再び外国人収容施設に収容され、退去強制の可能性にさらされる。このような「二重の刑罰」は、「外国人」だからであり、その二重の刑罰を受けずに済むのは、日本人の特権なのかもしれない。

出入国在留管理庁が2019年10月に発表した「送還忌避者の実態について」では、被収容者のうち、日本からの退去を拒んでいる被収容者を「送還忌避者」と命名し、それが858人に及ぶことを明らかにしている。とりわけ、「送還忌避者」のうち366人（43%）が有罪判決を受けているなど犯罪傾向を強調している。また「送還忌避者」のうち、難民申請歴があるのは582人（68%）で、複数回の申請又は退去強制令書発布後に初めて申請した者が425人（73%）にのぼるとして、「難民制度の濫用的利用者の存在は、早期送還にとって大きな支障」と指摘する。

児玉晃一によれば、2016年4月7日に出された法務省入国管理局長による「安全・安心な社会の実現のための取り組みについて」では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、不法残留者及び偽装滞在者、退去強制令書が発付されても送還を忌避する外国人など、不安を与える外国人を大幅に縮減することを喫緊の課題としているという（児玉晃一「手続の透明性確保と人権侵害を防ぐ法整備を」『部落解放』783号、2020年1月号）。

では、日本の「安全・安心な社会の実現」のために、送還を忌避する者に対して退去強制を前提に収容するというやり方は、正しい方法なのであろうか。「牛久調査」における被収容者の属性でわかるように、入管側がいう「送還忌

避者」、「不安を与える外国人」は、多様な背景を持つ被收容者のごく一部にすぎない。難民申請者に対しても退去強制命令を発するのは「濫用」である。

今やグローバル化が急速かつ広範囲に進行する時代である。国籍だけを基準とする思考や政策の限界が指摘され、シティズンシップに対する議論も加速している。その一方で、密航者など朝鮮人排除を目的として1950年12月に開設された大村收容所（その前身は、針尾收容所）では、70年が経過した現在も、依然として「好ましくない外国人」を排除するための收容行政を継続している。こうした現実があるかぎり、定住化、多文化共生、シティズンシップなどの議論は、非常にナイーブで、表面的なものにならざるを得ない。收容問題は、それだけに限定して議論できない。これは收容施設の歴史性、難民制度の運用、非熟練労働者の受け入れ、社会統合を含めた日本の外国人政策の全般にかかわる問題であり、その中で收容問題を議論すべきである。

## おわりに

今回の「牛久調査」には様々な限界がある。大村入国管理センターに比べて、東日本入国管理センターは被收容者数が多い上、被收容者による自発的な調査ではなかったこともあって、調査への協力が十分に得られなかった。しかも、調査用紙に名前を記入するように求めたことも大きな失敗だった。被收容者が明らかにしたくない情報にまで立ち入った結果、調査への協力が十分に得られなかったのである。さらに言えば、記入と回収の便を図って、A3用紙1枚の調査用紙にした結果、調査項目の意図が対象者に明確に伝わらず、多くの記入ミスが生じてしまった。今後はそうしたミスを踏まえて、いろいろ工夫する必要がある。

しかし、13項目にわたって被收容者の実態が把握できるなど、法務省が発表している入管データと比べて多くの情報を得ることができた。自殺未遂、ハンストなど、事故や事件が起こると、一部のマスコミが騒ぎはするが、必ずしもそれによって入管收容所の実態が明らかにされてきたわけではない。「被收容者の視点」に立っ

て收容に伴う問題点を明らかにし、その改善を求めていく必要がある。とりわけ、收容時点での問題のみならず、收容経験が後にどのような肉体的、精神的な影響をもたらすかについても調査する必要がある。そのためにも地道で定期的な調査が必須である。

被收容者は実に多様な「生の」人間たちである。そうした多様な人びとの多様な背景を踏まえ、尊厳を守り、柔軟に対応することが求められる。排外主義が高まる傾向もあるが、今や多文化主義、多文化共生が世界のスタンダードになりつつあり、日本の制度や施策もその潮流に逆行することは許されないだろう。入国在留管理庁として生まれ変わり、役割、権限が拡大された入管行政は、そうした潮流に乗るだけでなく、その先鞭をつけるべきではなかろうか。

【謝辞】本研究は、日本学術振興会の科研費に基づいている（19K02149）。「牛久調査」を担い、そのデータを提供して下さった「牛久入管收容所問題を考える会」のみなさん、調査に協力して下さった東日本入国管理センターの被收容者のみなさん、さらにはその他の資料の提供をしてくださったRAFIQの田中恵子代表に、心よりの感謝の気持ちをお伝えしたい。